

誤った労災保険請求手続きを行わないために
～災害発生後、初期対応を誤らないよう提出する請求書の
種類・受理される書類の作成等を具体的にわかりやすく解説～

主催（一社）三田労働基準協会

労災保険制度は、労働者の業務上の事由または通勤による災害に対して所定の給付を行うことを目的としています。災害が発生した際、状況に応じて迅速、かつ、内容に応じた請求書による手続きが求められることとなりますが、初期の対応を誤るとその後の事務処理が複雑になり、労災保険給付が遅れることもあります。労働基準監督署で労災保険請求手続きを行い、労災保険請求業務を熟知した元労災監察官から、具体的事例も踏まえ、災害発生後、初期対応を誤らないよう提出する請求書の種類・受理される書類の作成等をわかりやすく解説いたします。

- 1 日 時 2027年1月27日（水）13：30～16：00 受付13：00～
- 2 会 場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル（裏面案内図参照）
- 3 講 師 筒井 直紀 氏（社会保険労務士、元主任地方労災補償監察官）
- 4 内 容 (1) 労働災害発生後すみやかに確認する事項
(2) 使用する保険・手続き（労災保険、健康保険）
(3) 請求書の種類の判断
(4) 監督署に受理してもらい、スムーズに処理してもらうための書類作成の注意点
(5) 平均賃金の算定
(6) その他（死傷病報告等）
- 5 受講料 協会会員 5,500円 それ以外の方 7,700円 （資料代・税込）
- 6 定 員 30名（先着順）
- 7 申込方法等
(1) 次のメールアドレスに、roumu@mita-roukikyo.or.jp
 - ①講習会名
 - ②開催年月日
 - ③貴事業場の名称及び所在地
 - ④協会会員又は非会員の表記
 - ⑤連絡先担当者氏名及びメールアドレス
 - ⑥電話番号
 - ⑦受講者の氏名、フリガナを記載例のように記入してください。



記載例 ①誤った労災保険請求

②2027年1月27日

③(株)〇〇商会 港区芝〇—〇—〇

〽

1月20日(水)までにメールを送信してください。受講番号、受講者氏名等を記載したメールに適格請求書を添付のうえ返信いたします。

ご不明な点は下記問合せ先までご連絡をお願いします。

(2) 受講料は、1月20日(水)までに、下記口座にお振込みください(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名：三菱UFJ銀行 田町支店	・口座番号：普通預金 0397963
・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会	・住所：港区芝4-4-5
◇振込人名の前に講習会月日をお付けください	
◇法人の種類(カブシキガイシャ等)は、記入せずに御社名を記入してください (例 0127 〇〇ショウカイ・・・等 カブシキガイシャ等は不要です)	

(3) 1月20日(水)までの受講取消は受講料全額を返還いたします(振込手数料はご負担ください)。

それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。

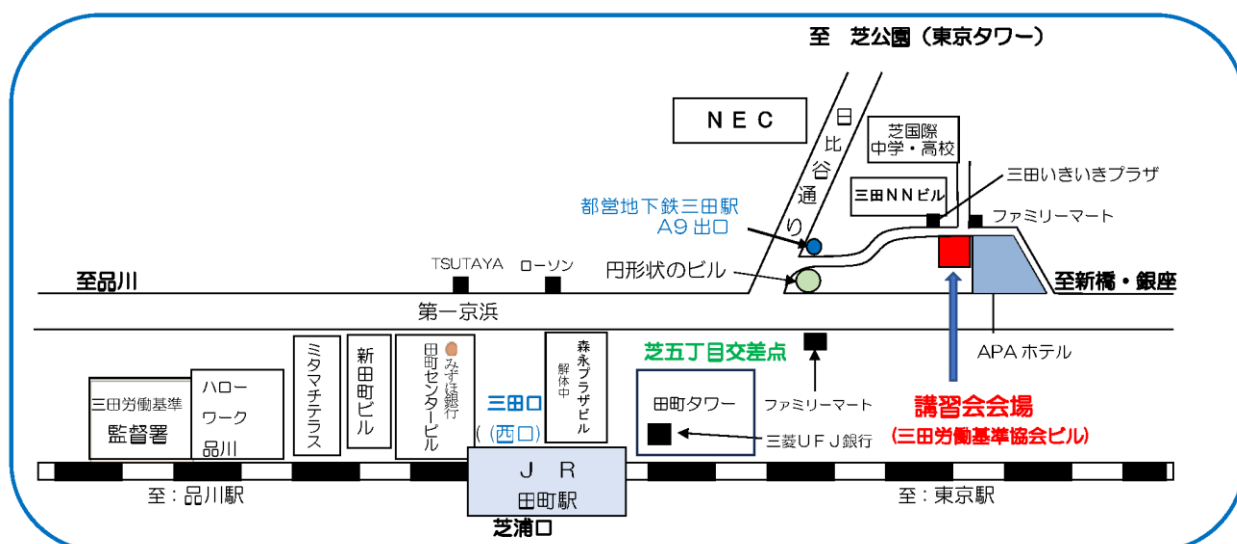
(4) 受講者は、返信メールの写しをご持参のうえ受付にご提示ください。

個人情報とは本講習会の目的以外に利用することはありません。

この講習会は、三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋労働基準協会の共催により開催し幹事協会は三田労働基準協会です。

問合せ先 (一社) 三田労働基準協会 ☎03-3451-0901

<会場案内図>



一般社団法人三田労働基準協会ビル 1階研修センター

港区芝4-4-5 TEL 03-3451-0901

最寄駅 地下鉄三田駅 A9出口 徒歩1分
JR田町駅 三田(西)口 徒歩8分